

令和8年度消防用設備保守点検業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和8年度消防用設備保守点検業務委託
- 2 委託業務場所 鳥栖市古野町600-1 佐賀県立香楠中学校・鳥栖高等学校
鳥栖市元町1918 佐賀県立鳥栖工業高等学校
鳥栖市平田町1110-8 佐賀県立鳥栖商業高等学校
三養基郡みやき町原古賀300-1 佐賀県立三養基高等学校
三養基郡みやき町原古賀7262-1 佐賀県立中原特別支援学校
神崎市神崎町本告牟田3076-2 佐賀県立神崎高等学校
神崎市神崎町横武2 佐賀県立神崎清明高等学校
鳥栖市原古賀町1307-1 佐賀県立鳥栖特別支援学校
- 3 契約方法 条件付一般競争入札（事後審査型）
- 4 入札金額 入札書に記載する金額は消費税額及び地方消費税額を含まない、業務委託校全校分の総額とする。なお、各校毎の内訳額を記載すること。
- 5 業務内容
 - ・消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施
 - ・建築基準法第12条第4項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務の実施
 - ・消防用設備等に異常及び故障が発生した場合の迅速な対応
 - ・消防訓練時における技術者の派遣、指導協力
 - ・点検後、法令に定められた点検結果報告書の提出及び必要に応じて所轄消防署への提出
 - ・簡易な調整及び修理等の実施（交換部品等が生じた場合を除く）
 - ・管理者及び防火管理者への指導及び助言
- 6 対象設備 別紙のとおり
- 7 点検種別及び回数
 - ・機器点検 ……年1回
 - ・総合点検（機器を含む） ……年1回
 - ・緊急保守 ……緊急時速やかに技術者を派遣し修復に努める
- 8 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 9 支払方法 2回に分けて支払うものとし、第1回目の点検業務及び4月～9月保守分を前期分、第2回目の点検業務及び10月～3月保守分を後期分として、各期間満了後、各学校分をそれぞれの学校へ請求する。各学校は適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。
- 10 その他
 - ・委託予定8校の総額により落札決定をする。
 - ・契約書では契約額、各校ごとの内訳額及び各回の支払額を明記することとする。
 - ・点検中、対象設備の数量が異なるなど実際の設備と仕様書の内容との相違を認識した場合、速やかに学校へ報告し、対応について協議すること。
 - ・点検口がない、建築物や配管等が邪魔をしているなどの理由で検査できないものがある場合、速やかに学校へ報告し、対応策の助言を行うこと。
 - なお、点検口の場所が分からない場合は学校担当者に申し出ること。